

ケーススタディ⑪

愛媛県久万高原町における取組状況

令和5年7月

久万高原町の概要

- 久万高原町は四国山地の中南部にあり、町の面積の約9割（約5万2千ha）を森林が占め、約3万8千haが私有林でそのうち人工林は約3万2千haである。
- スギを主体とした人工林の9割は伐期を迎えつつある林分や長伐期施業を必要とする林分であるが、林業の採算性の悪化、不在村者の増加などにより森林整備が遅れている森林が多数存在している。
- 適切な森林管理や生産活動の活性化を推進すべく森林経営管理制度の運用を進めている。

■ 久万高原町及び対象林分の位置

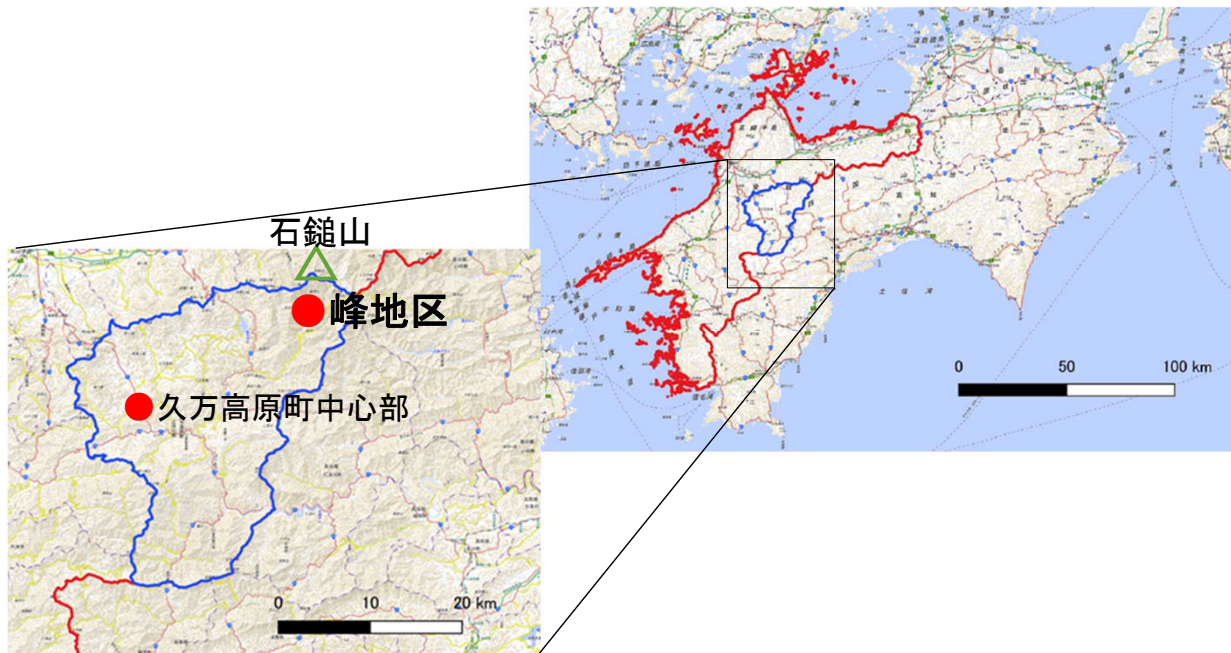


図1 久万高原町及び峰地区の位置

■ 森林経営管理制度の取組方針

- 森林経営管理制度の周知に向けて、久万高原町合併前の旧4町村単位で1カ所のモデル地区を設定。
- 令和元～4年度にかけて、計4地区で意向調査を実施し、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を策定。
- 現在、本制度創設当初に着手した地区において本制度の推進を図ることとし配分計画に基づく搬出間伐を進めている。

久万高原町峰地区の概要

- 峰地区は2林班で構成（116.6ha、主にスギ・ヒノキの人工林）。意向調査の対象森林のうち、地元から特に森林整備の希望が強い林分（23.85ha）について配分計画を公告。
- 経営管理実施権は町内の森林組合が取得し、間伐等は同組合が町内の建設会社に発注。
- 企画提案時には、所有者が判明している森林内のみ作業道を開設する予定であったが、作業を進める中で、岩盤分布や斜面勾配等から、木材の搬出には所有者不明林を通過（図2地籍図の×部分）する線形への変更が必要となった。
- これを受け森林経営管理制度に係る業務委託を町から受託している「中予山岳流域林業活性化センター※」が所有者の探索を開始。

※「森林野流域管理システム」を発端として平成3年に発足。森林経営管理制度に係る実務を担う組織として県、県森林管理支援センター、町の派遣職員等で構成し、同制度の実務に係る業務を町から受託。

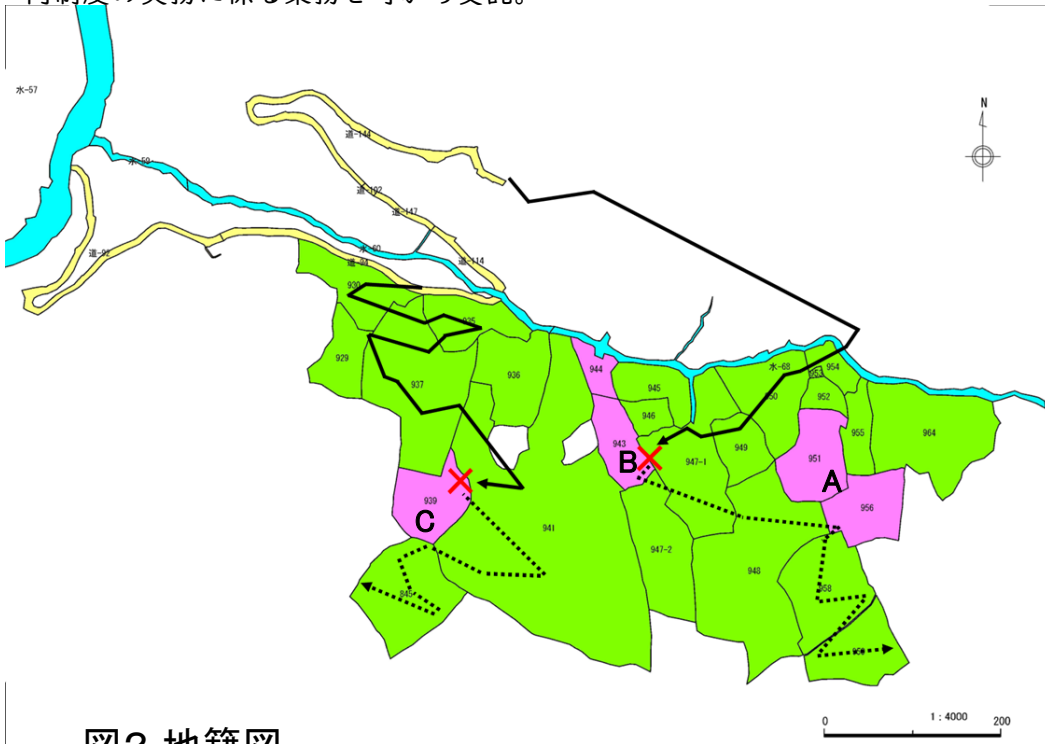


図2 地籍図

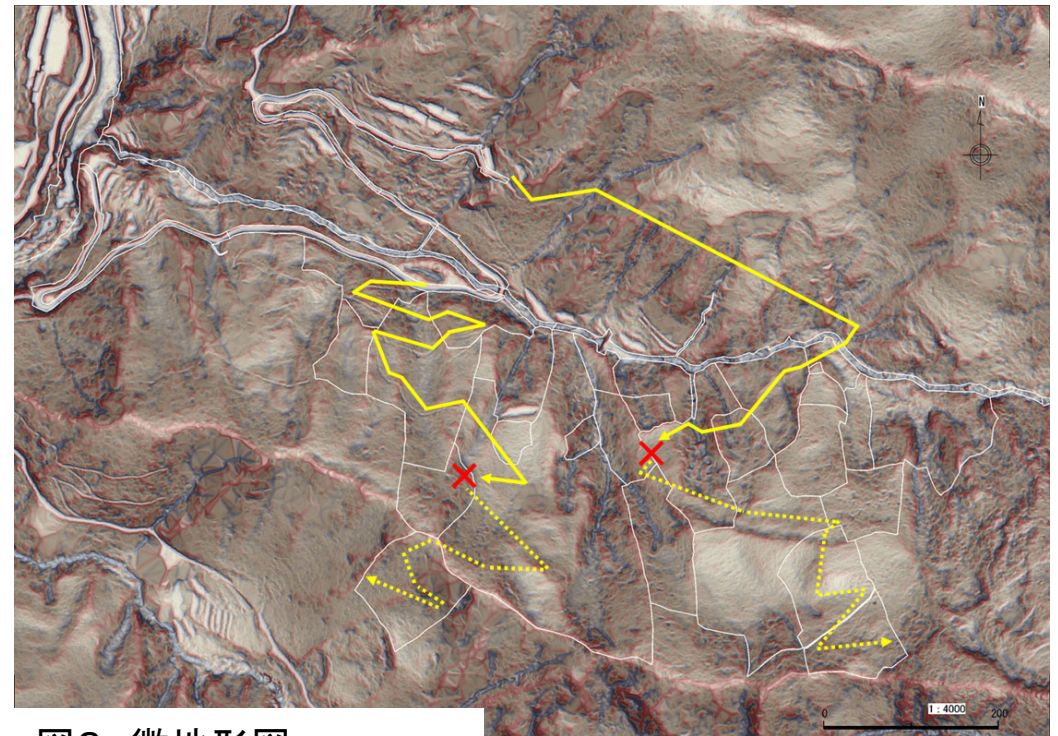


図3 微地形図

久万高原町における探索状況

- 対象地A～Cの登記名義人は計4名（同一名義人ではない）。
- A、Bは、登記名義人（各1名）の最終住所地へ郵送したが宛先不明で返送。登記名義人が存命と仮定し、最終住所地の市区町村へ住民票を請求したが、住基システムでは**当町**内に住所があった者でなければ生年月日の調査ができないため、生年月日欄を空欄で請求。その結果、個人が特定できず「該当なし」で返送されてきた。
- Cは、登記名義人（持分1/2ずつの計2名）の住所が合併前の旧町村時代のものであり、住所等の特定に必要な住民票・戸籍附票の保存年限（5年間）を超過しており、過去に遡って調査できない状況。

A 不動産登記記録

登記名義人 A

平成18年相続

住所 ○○県(県外)

B 不動産登記記録

登記名義人 B

昭和44年売買

住所 ○○県(県外)

C 不動産登記記録

登記名義人C
(持分1/2)

登記名義人D
(持分1/2)

昭和58年贈与

昭和37年相続

住所 上浮穴郡面河村※

※面河（おもご）村は平成16年に久万高原町に合併。

- ・最終住所地に郵送したが、宛先不明で返送。
- ・最終住所地の市区町村に住民票を請求したが、生年月日が特定できずに生年月日欄を空欄で請求したところ「該当なし」で返送されてきたため、それ以上の探索ができていない。

- ・探索時点で、住民票や戸籍の附票の保存年限（5年間）を超過しており、それ以上の探索ができていない。

久万高原町が行いたい経営管理の内容

- 現地の林分の状況や地元住民が森林整備を望んでいることから、所有者が特定でき、同意が得られれば、集積計画を策定し、配分計画に基づく搬出間伐を実施する方針。
- 所有者が特定できなかった場合でも、奥地にある配分計画を策定済みの森林の搬出間伐が行えるように、当該森林において作業道の開設だけでも実施したい方針。

「所有者が特定できた場合」に 想定される経営管理の概要

事項	内容
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	・ 1回以上の間伐を実施 ・ 年1回の巡視
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	経費を除いた収益は、所有者に利益還元

「所有者が特定できなかった場合」に 想定される対象森林の施業の概要

事項	内容
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	作業道の開設・管理及びそれに伴う支障木の伐採
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益は経費に充当し、利益還元は行わない。

検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 職権により町担当職員が戸籍・住民票等を請求して所有者探索を実施する際に、今回のケースのように、請求時に必要な生年月日の情報が分からず戸籍・住民票の「該当なし」となった場合でも、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、御意見はあるか。
2. 所有者不明の森林そのものの整備ではなく、奥地の森林整備のための作業道開設を目的として、（作業道の途中区間に位置する所有者不明の森林の伐採等を行うために）特例措置の適用を受けることについて、御意見はあるか。
3. 所有者不明森林の特例措置の活用のためには、今後、愛媛県の裁定手続きが必要となる。県は、所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うこととなる。県が裁定するに当たり留意すべき点について、御意見はあるか。